

ニホンザル管理計画の概要

1 管理すべき鳥獣の種類：ニホンザル（以下「サル」という。）

2 計画期間：平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日

3 計画対象地域：兵庫県全域

4 計画策定の目的

- (1) 農業被害や生活被害の軽減
- (2) 地域個体群の健全な維持

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み

県下にサルが生息する地域は 6 カ所あり、各地域に 1～5 のサルの群れが分布して地域個体群を形成しているが相互に孤立している。その一方で、ほとんどの群れが集落に出没し農業被害や生活環境被害を発生させている。

このため、これまで 2 期にわたりニホンザル保護管理計画を策定し、地域個体群の健全な維持と被害防止の両立を図るため、効果的な追い払い体制の確立、防護柵の設置等の出没対応を実施してきた。

(2) 現状

① 生息状況

少なくとも 6 地域に 14～15 群(野生群：4 地域 11 群、餌付け群：2 地域 3～4 群) のサルの群れが生息しており、県下全体の生息数は約 982 頭と推定される。

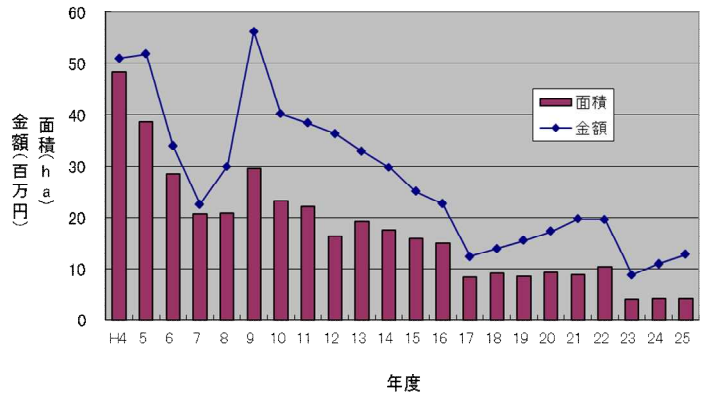


② 被害状況

農業被害は、平成 9 年度の 56 百万円をピークに一旦減少し、その後 2 千万円前後で横ばいの状態が続いたが、サル監視員を配置した平成 23 年度以降は 1 千万円前後で推移している。

また、農業被害以外では、住居への侵入や屋根瓦の破損等の生活環境被害が発生するほか、人を威嚇するなどの精神被害も発生している。

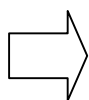
ニホンザルによる農業被害の推移 (H4～H25)



6 管理の基本的な考え方

地域個体群の動向と被害状況を踏まえ、年度ごとに群れの個体数に応じた順応的管理を行う。

群れの規模に対応した目標達成
のための方策を設定



年度別事業実施計画

- ・群れ毎の個体数と被害実態を把握
- ・群れの規模に対応した目標達成のための管理方法

※年度別事業実施計画は、管理計画の下位計画で、「野生動物保護管理運営協議会」で検討・協議の上で、県が作成し公表する。

7 管理の目標

- (1) 人身被害の防止
- (2) 集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少
- (3) 現存する群れの適正な維持
- (4) 群れの分裂による被害地域の拡大抑制

8 目標達成のための方策

(1) 野生の地域個体群

① 個体数管理

群れの規模	個体数管理の方法
オトナメス*10頭以下	・原則としてメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲
オトナメス 11～15頭	・原則としてオトナメスの捕獲は行わない。 ・ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲
オトナメス 16～20頭	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。
オトナメス 21頭以上	・被害対策のため、必要に応じて有害捕獲を行う。 ・群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。

*オトナメスとは年齢6歳以上の性成熟したメスを指し、体サイズや性器など形態的特徴から判断する。

② 被害防除

県及び市町、関係団体は、地域住民自らによる集落ぐるみの取り組みを推進し、適切な被害防止対策に取り組めるよう指導・支援・新たな対策の研究・情報提供を行う。

③ 住民への普及

住民主体の対策を推進するために、集落代表者等を対象とした研修会を計画的に開催する。
また、希望集落に対して、集落点検や学習会を実施し、集落が主体となった総合的対策の支援とモデルづくりを行う。

④ 生息環境管理

広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交林への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。

⑤ 隣接府県間の情報整理による地域個体群管理

県境を跨いで移動する群れに対して、出没情報等を共有できる体制を整備する。

(2) 餌付け個体群

- ① 餌場に出没する群の個体数について、関係者への聞き取りまたは直接観察によりモニタリングを実施する。
- ② 周辺地域での被害防止のため、関係者との協議の上、長期的な管理計画について検討する。

9 モニタリング等調査研究

生息状況や被害状況等を毎年把握し、年度毎に群れごとの個体数に応じた順応的管理を行う。